

子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

行けるはず まだ渡れるは もう危険

- 子どもと高齢者を見かけたら速度を落とすなど思いやりのある運転を行いましょう。

- 横断歩道では歩行者をいち早く見つけ、歩行者優先の原則を守りましょう。



- 通学路等では、スピードを落とすなど、登下校中の子どもに注意しましょう。



- 70歳以上の高齢者は高齢運転者標識(高齢者マーク)をつけましょう。

夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

反射材 自分をアピール 防ぐ事故

- 夕暮れ・夜間外出時の暗い服装は危険です。明るい服装をしたり、反射材用品等を活用しましょう。
- 傘差し、スマートフォン・イヤホン使用等の危険な運転はやめましょう。



- 自転車が原因となる高額賠償事故が発生しています。事故に備えて保険に加入しましょう。



全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

ぼく安心 チャイルドシートに 抱かれてる

- 乗用車だけでなく、長距離バスやタクシー等に乗車する際にも、必ずシートベルトを着用しましょう。
- 高速道路や、のと里山海道等の自動車専用道路では、後部座席の非着用も違反点数1点となります。



- 幼児には体格に応じたチャイルドシート等を座席に正しく取り付け、着用させましょう。

飲酒運転の根絶

一杯で 消える未来と 消せぬ罪



「石川版ハンドルキーパー運動」を推進しよう！

車を利用して飲食店へ行く場合、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人がお酒を飲んだ仲間を自宅や駅へ送ったり、タクシーや運転代行を利用させるなどして飲酒運転を防止する運動です。



- 飲酒運転の悪質性・危険性を認識し、飲酒運転を根絶しましょう。
- 二日酔いでも「飲酒運転」です。

石川県交通事故相談【総合窓口(076)225-1690】

損害賠償の算定や保険金の請求方法、過失の程度について、専門の相談員が無料で交通事故相談に応じています。

弁護士による無料相談日も設けておりますので、お気軽にご相談ください。[土・日・祝日・年末年始を除く]

石川県庁相談コーナー

奥能登行政センター相談コーナー

相談時間 9時～17時

相談時間 13時～15時(事前予約制)

(平成30年) ~交通マナーアップいしかわ~ 秋の全国交通安全運動実施要綱

期間：9月21日(金)～9月30日(日)

9月30日は全国統一の「交通事故死ゼロを目指す日」

目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故防止の徹底を図る

運動の重点と実施事項

1. 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

運転者は

- 歩行者保護意識の高揚
- 薄暮時間帯の早めのライト点灯とハイビームの上手な活用
- 早めの合図と通学路等でのスピードダウン
- 子どもや高齢者等に対する思いやりのある運転の実施

家庭 学校 では 地域

- 街頭での指導・保護・誘導活動
- 通学路等での交通安全総点検
- 安全な通行のための声かけ
- 参加・体験・実践型の交通安全教育



高齢者は

- 高齢運転者標識の確実な表示
- 道路・踏切横断時の左右の安全確認
- 夜間外出時の反射材用品等の活用
- 運転等に関する相談窓口の利用

職場では

- 就業時における交通安全教育
- 子どもと高齢者に思いやりを持った運転の指導



2. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

自転車の利用者は

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ★ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ★ 夜間はライトを点灯
 - ★ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

歩行者は

- 夜間外出時の明るい服装や反射材用品の着用等の徹底
- 信号を守り、横断歩道を利用する

家庭 学校 では 地域

- 事故に備えた自転車用ヘルメットの着用
- 自転車の点検整備や保険の加入促進
- 交通安全教育への積極的な参加
- 自転車乗用中及び歩行中のスマートフォン等使用の危険性・迷惑性の周知

3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

運転者は

- 全ての座席のシートベルト着用
- チャイルドシートの正しい着用

家庭 学校 では 地域

- 長距離バスやタクシー等に乗車する際にも必ずシートベルト着用の呼びかけ
- チャイルドシートの正しい着用の呼びかけ

職場では

- 全ての座席のシートベルト着用の指導

家庭 学校 では 地域

- 運転者にはお酒を提供しない
- 飲酒している人には車両を貸さない
- 飲酒運転車両には同乗しない



4. 飲酒運転の根絶

運転者は

- 飲酒運転の悪質性・危険性を認識
- 二日酔いによる飲酒運転の禁止

家庭 学校 では 地域

職場では

- 「石川版ハンドルキーパー運動」の実践
- 飲酒運転禁止の指導